

柔道整復師

～後期高齢者医療療養費支給申請書の提出先について～

平成20年4月より、後期高齢者医療制度の実施主体は、「埼玉県後期高齢者医療広域連合」になります。

柔道整復師の施術に係る後期高齢者医療療養費支給申請書（以下「療養費支給申請書」）の提出先は、今までどおり埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）で変更ありません。

【提出日】

- 国保連合会へ郵送の場合 各月10日必着
- 国保連合会へ持参の場合 各月10日持込
- 提出日を過ぎますと翌月以降の取扱いとなります。

市町村番号一覧

市町村名	法別	県番	市町村	検証	市町村名	法別	県番	市町村	検証	市町村名	法別	県番	市町村	検証
さいたま市	39	11	100	0	草加市	39	11	221	4	越生町	39	11	327	9
さいたま市西区	39	11	101	8	越谷市	39	11	222	2	滑川町	39	11	341	0
さいたま市北区	39	11	102	6	蕨市	39	11	223	0	嵐山町	39	11	342	8
さいたま市大宮区	39	11	103	4	戸田市	39	11	224	8	小川町	39	11	343	6
さいたま市見沼区	39	11	104	2	入間市	39	11	225	5	川島町	39	11	346	9
さいたま市中央区	39	11	105	9	鳩ヶ谷市	39	11	226	3	吉見町	39	11	347	7
さいたま市桜区	39	11	106	7	朝霞市	39	11	227	1	鳩山町	39	11	348	5
さいたま市浦和区	39	11	107	5	志木市	39	11	228	9	ときがわ町	39	11	349	3
さいたま市南区	39	11	108	3	和光市	39	11	229	7	横瀬町	39	11	361	8
さいたま市緑区	39	11	109	1	新座市	39	11	230	5	皆野町	39	11	362	6
さいたま市岩槻区	39	11	110	9	桶川市	39	11	231	3	長瀨町	39	11	363	4
川越市	39	11	201	6	久喜市	39	11	232	1	小鹿野町	39	11	365	9
熊谷市	39	11	202	4	北本市	39	11	233	9	東秩父村	39	11	369	1
川口市	39	11	203	2	八潮市	39	11	234	7	美里町	39	11	381	6
行田市	39	11	206	5	富士見市	39	11	235	4	神川町	39	11	383	2
秩父市	39	11	207	3	三郷市	39	11	237	0	上里町	39	11	385	7
所沢市	39	11	208	1	蓮田市	39	11	238	8	寄居町	39	11	408	7
飯能市	39	11	209	9	坂戸市	39	11	239	6	宮代町	39	11	442	6
加須市	39	11	210	7	幸手市	39	11	240	4	杉戸町	39	11	464	0
本庄市	39	11	211	5	鶴ヶ島市	39	11	241	2	松伏町	39	11	465	7
東松山市	39	11	212	3	日高市	39	11	242	0					
春日部市	39	11	214	9	吉川市	39	11	243	8					
狭山市	39	11	215	6	ふじみ野市	39	11	245	3					
羽生市	39	11	216	4	白岡市	39	11	246	1					
鴻巣市	39	11	217	2	伊奈町	39	11	301	4					
深谷市	39	11	218	0	三芳町	39	11	324	6					
上尾市	39	11	219	8	毛呂山町	39	11	326	1					

療養費支給申請書 提出先

埼玉県国民健康保険団体連合会

〒338-0002
埼玉県さいたま市中央区
大字下落合1704（国保会館）

問い合わせ先

埼玉県後期高齢者医療広域連合

〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5
埼玉県浦和合同庁舎 4階

TEL : 048-833-3130
FAX : 048-833-3472